**○近畿地方整備局告示第三十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年近畿地方整備局告示第四十四号東播都市計画道路事業三・五・四十一号野村蒲江線

三　事業施行期間　自令和四年三月十七日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第三十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年近畿地方整備局告示第十七号東播都市計画道路事業三・四・八号朝霧二見線

三　事業施行期間　自平成三十一年二月二十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第二十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 釧路市桜田十線六一番三から同市阿寒町下舌辛十一線五六番三まで | 前 | Ａ　二一・九九～二四・一三 | 〇・六四一キロメートル | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | Ｂ　Ａ　二一・九九～二四・一三　一一・七七～四四・六一 | 〇・六四一　〇・六二八キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第二十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二十九号及び二百七十六号 | 北海道岩内郡岩内町字清住一番一二から同町字清住一番二地先まで | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |

供用開始の期日　令和八年三月二十六日

**○北海道開発局告示第二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　八雲都市計画道路事業三・四・七号本町大通

三　事業施行期間　自令和三年三月二十五日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

# 官庁報告

## 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年三月二十六日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

**経理規則**

**第１章**　総則

（目的）

**第１条**　この規則は、定款第67条の規定に基づき、本協会の予算、決算及びその他の経理業務を正確かつ迅速に処理する基準を定め、もって事務能率の向上を図ることを目的とする。

（経理業務の範囲）

**第２条**　この規則において経理業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。

1　予算及び決算並びに第43条に規定する決算書類の作成に関する業務

2　金銭及び有価証券の出納、保管に関する業務

3　資金の調達及び管理並びに資産の運用に関する業務

4　固定資産の取得、管理及び廃棄等に関する業務

5　会計記録に関する業務

6　税務申告に関する業務

7　前各号に付帯する業務

（処理原則）

**第３条**　前条に規定する経理業務は、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従い処理するものとする。

（会計年度）

**第４条**　本協会の会計年度は、定款第64条第１項の規定に従い、４月１日から翌年３月31日までとする。

（本会計及び特別会計）

**第５条**　本協会の会計単位は、本会計及び特別会計とする。

2　定款第64条第２項に定める本会計は、一般会計とする。

3　前項に規定する本会計とは別に、必要に応じて特別会計を設けることができる。

4　定款第10条第２項に規定する特別会費については、必要に応じて特別会計を設けることができる。